

第九十回国会 内閣委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十一月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 木野 晴夫君

理事 遠沢 英雄君 理事 有馬 元治君
理事 唐沢俊二郎君 理事 塚原 俊平君
理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君
理事 新井 彬之君 理事 中路 雅弘君
理事 吉田 之久君 理事 中略 雅弘君

麻生 太郎君 上草 鏡輝君
大城 眞順君 河本 敏夫君
三枝 三郎君 住 栄作君
田澤 吉郎君 田名部臣省君
田中 六助君 森 美秀君
伊賀 定盛君 石橋 政嗣君
上田 卓三君 木原 実君
市川 雄一君 鈴木 康雄君
山田 英介君 瀬長龜次郎君
辻 第一君 塚本 三郎君

昭和五十四年十二月四日(火曜日)
午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 遠沢 英雄君 理事 有馬 元治君
理事 唐沢俊二郎君 理事 塚原 俊平君
理事 岩垂壽喜男君 理事 上原 康助君
理事 新井 彬之君 理事 中路 雅弘君
理事 吉田 之久君 理事 中略 雅弘君
麻生 太郎君 上草 鏡輝君
小澤 深君 越智 通雄君
大城 眞順君 住 栄作君
田澤 吉郎君 田原 隆君
栗山 明君 伊賀 定盛君

出席國務大臣 木原 実君 市川 雄一君
辻 第一君 瀬長龜次郎君

出席政府委員 外務大臣 大来佐武郎君
外務政務次官 松本 十郎君
外務大臣官房長 山崎 敏夫君

委員外の出席者 内閣委員会調査 山口 一君

委員の異動

十一月二十九日

補欠選任

麻生 太郎君 櫻内 義雄君
森 美秀君 安倍晋太郎君

同日

補欠選任

森 美秀君 安倍晋太郎君
麻生 太郎君

同日

補欠選任

河本 敏夫君 越智 通雄君
三枝 三郎君 田原 隆君
田名部臣省君 小澤 深君
田中 六助君 栗山 明君

同日

補欠選任

小澤 深君 田名部臣省君
越智 通雄君 河本 敏夫君
田原 隆君 三枝 三郎君
栗山 明君 田中 六助君

同日

補欠選任

小澤 深君 田名部臣省君
越智 通雄君 河本 敏夫君
田原 隆君 三枝 三郎君
栗山 明君 田中 六助君

(本号末尾に掲載)

十一月二十八日
附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(内閣提出第四号)
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第五号)
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
同月三十日
国家公務員法の一部を改正する法律案(上原康助君外五名提出、衆法第二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○木野委員長 これより会議を開きます。
外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を求めます。大来外務大臣。

外務省設置法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

○大来國務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案について提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
改正の第一は、中南米局の設置であります。中南米地域は域内に三十九カ国を有し、国際政治の上においてもその比重を高めてある地域であります。また、鉄鉱石、食糧等重要資源の供給先である等わが国との経済的関係も密接であり、さらに九十万人に及ぶ日系人社会が存在し、わが国とは伝統的に友好関係にある重要な地域であります。したがって、この地域に対する外交政策の一層強力な展開のため、中南米局を設置し、もって、外交実施体制の整備を図ろうとするものであります。

改正の第二は、中南米局の設置に伴うアメリカ局を北米局に改め、また総合的外交政策に関する企画業務の強化に対応するため大臣官房調査部を大臣官房調査企画部に改め、あわせて、それぞれ所掌事務の一部について改正を行うものであります。
改正の第三は、中南米局設置に伴う行政機構の改革として、情報文化局文化事業部、アジア局長及び外務省大阪連絡事務所を廃止するものであります。

この法律案は、第八十七回国会及び第八十八回国会に提出されましたが、いずれも審査未了となったものであります。施行期日に関する附則の規定以外に当初提出のものとの内容の変更はありません。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。
次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは大使館三、総領事館三の計六館であります。大使館は、い

れも他の国に駐在するわが方大使をして兼轄させるものであります。大洋州のソロモン、ツバル及びカリブ海にあるドミニカの三國に設置するものであります。これら三國は、いずれも昨年英國の施政下から独立したものであります。他方、總領事館の三館は、いずれも実際に開設するもので、中国の廣州、米国のボストン及び西独のフランクフルトに設置するものであります。廣州は中国南部の要地で毎年廣州交易会が開かれ、多数の邦人が訪問するところであり、ボストンは米

國東北部の中心であり、その周辺を合わせ二千人の邦人が在留しており、また、同市にある米國最高の學術研究機關との接触を深めるのは、今後の日米關係緊密化の上でも意義が大きいと存じます。フランクフルトは、西独の金融、商工業の中心であるとともに、欧州の國際航空の中心の一つでもあり、周辺を合わせ一千人に達する邦人が在留しております。

改正の第二は、現在インドネシアにあるスラバヤ及び在メダンの各領事館を、それぞれ当該地域の重要性にかんがみ、總領事館に昇格させるものであります。

改正の第三は、これらの在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の額を定めるものであります。

最後の改正点は、子女教育手当に関するものであります。すなわち、日本人学校等もないため、多額の教育費負担を余儀なくされる特定の在外公館に勤務する在外職員に対しては、現在の定額部分のほか、一定の範囲の教育費に限り、一万八千円を限度として加算を認めようとするものであります。

この法律案は、第八十七国会及び第八十八国会に提出されましたが、審査未了となったものであります。施行期日等に関する附則の規定以外に

当初提出のものと内容の変更はありません。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、以上二件につきまして速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木野委員長 これより質疑に入るものであります。が、両案に対し別に質疑の申し出もありませんので、直ちに討論に入ります。

討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○木野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○木野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

案に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木野委員長 次回は、六日木曜日午前十時理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時四十九分散會

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条」に改める。
第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ」を「北米局」に改め、同条第二項中「調査部」を「調査企画部」に改め、「情報文化局」に文化事業部を創る。

第六条第六項中「アジア局及び」を削り、「各一人」を「一人」に改める。
第七条第二項中「調査部」を「調査企画部」に、「前項第十一号、第十三号及び第二十七号」を「前項第二十七号」に改める。

第九条の見出し中「アメリカ局」を「北米局」に改め、同条中「アメリカ局」を「北米局」に改め、「及び中南米の」を削る。
第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（中南米局の事務）
第九条の二 中南米局においては、次の事務をつかさどる。

一 中南米諸國に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 中南米諸國に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

第十三条第二項を削る。
第十四条中「外務省大阪連絡事務所」を削る。
第十六条を次のように改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
中南米諸國との外交關係の重要性にかんがみ中南米局を新設するとともに、情報文化局文化事業部を廃止する等外務省の組織について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二に次の一項を加える。
2 教育に關し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育を受けるのに相当な経費を要する地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、年少子女一人につき、同項の額に次のいずれか少ない額を加算した額とする。ただし、その加算される額は、同項の額の百分の百に相当する額を限度とする。

この法律案は、第八十七国会及び第八十八国会に提出されましたが、審査未了となったものであります。施行期日等に関する附則の規定以外に

一 学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。次号において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外公館の所在する地において標準的であると認める額と前項の額との差額に相当する額

二 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額と前項の額との差額に相当する額

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在チリ日本国大使館」

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「二」を「在チリ日本国大使館」

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

洋州の項中「在オーストラリア日本国大使館」

「オーストラリア」を「キャンベラ」に改め、同表大

ラリア日本国大使館

「オーストラリア」を「キャンベラ」に改め、同表大

日本国大使館

「オーストラリア」を「キャンベラ」に改め、同表大

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在ジャカルタ日本国総領事館」

「在ジャカルタ日本国総領事館」を「在スラバヤ日本国総領事館」に改め、同表大

ジャカルタ

「在スラバヤ日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

ルタ

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

ヤ

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

本

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

本

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

本

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

本

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

本

「在メダン日本国総領事館」を「在メダン日本国総領事館」に改め、同表大

を削る。

別表第二の一 大使館の表中南米の項中「チリ」

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

「チリ」を「サンティアゴ」に改め、同表大

0 112, 100	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
0 132, 100	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
600 216, 700	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
410, 000	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
450, 000	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
0 130, 000	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
0 143, 000	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
1, 100 306, 900	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
ク	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
「ルト	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
600 180, 600	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
600 180, 600	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
別表第二の三	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
296, 300	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000
296, 300	「ポルトランド」	410, 000	379, 800	332, 200	288, 900	245, 000

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソモン及び在トゥヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ポストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

理由

在外公館として在ドミニカ日本国大使館、在広

昭和五十四年十二月八日印刷

昭和五十四年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局